

## 会議の公開、非公開及び議事録について

### 1. 会議の公開の取り扱い

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会の会議は原則として公開とする。

ただし、会長は、四市複合事務組合情報公開条例第 26 条各号のいずれかに該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

⇒四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会運営規則  
第 4 条及び第 5 条

### 2. 議事録

① 会議の議事録は事務局が議事録案を作成し、会長が承認することにより確定するものとする。

② 議事録は原則公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるとき又は四市複合事務組合情報公開条例第 7 条各号に該当するときは全部又は一部を非公開とする。

⇒四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会運営規則  
第 7 条

### 【参考】

四市複合事務組合情報公開条例（抜粋）

**第7条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等(以下「独立行政法人等」という。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(以下「地方独立行政法人」という。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 組合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

**第 26 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会運営規則  
(抜粋)

**第 4 条** 審議会の会議は公開とする。ただし、四市複合事務組合情報公開条例（平成 18 年四市複合事務組合条例第 3 号）第 26 条各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

**第 5 条** 会長は、前条ただし書に該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があつたときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

**第 7 条** 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、四市複合事務組合事務分掌規則（昭和 52 年四市複合事務組合規則第 2 号）第 3 条第 1 項に規定する管理係において保存するものとする。

(1) 会議の開催年月日時、場所

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事内容

2 議事録は、これを公開する。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるとき又は四市複合事務組合情報公開条例第7条各号に該当するときは、この限りではない。